

1. 国際連盟 (League of Nations/Société des Nations)——成立と構造

第一次世界大戦は国際法の歴史においても一大転機となった¹。第一次世界大戦の戦後処理の一環として、国際連盟が創設された。「[国際連盟規約](#)」(リンク先の条文は 1924 年の改正を含む)とは、すなわち、[ヴェルサイユ条約の第一部](#)のことである²。

連盟規約を見れば判るように、国際連盟はかなり広範な権限と複雑な組織構造とを有する³。このような存在は、国家以外の法主体を認めてこなかったそれまでの国際法学にとって当惑の種であった。たとえば、19 世紀末から第一次世界大戦までの代表的国際法学者である Lassa Oppenheim は、このような連合体(union)はこれまでに存在したことがなく、超国家でも国家連合⁴でも同盟でもなく、全く特殊(*sui generis*)であって、組織化された国際社会そのものとみるべき、と主張した⁵。もちろん、連盟が国際社会そのものというのはいかにも無理である⁶と共に、それが *sui generis* であるというのは説明の放棄に他ならない。そこで、従来の概念を援用して、「国際法主体である国家連合」⁷であるという説明もなされた。

¹ 第一次世界大戦は、世界史をヨーロッパを中心とする視点から見ると、第二次世界大戦以上のインパクトを持っている。日本から見た場合になかなか理解しにくいそのインパクトを理解する手助けとして、何よりもまず人文研の 2 つのシリーズがある。山室信一他(編)『現代の起点 第一次世界大戦 第 1 巻～第 4 巻』(岩波書店、2014 年)、京都大学人文科学研究所『レクチャー 第一次世界大戦を考える 1-14』(人文書院、2010-14 年)。さらに、中西寛「二十世紀国際関係の始点としてのパリ講和会議」法学論叢 128 巻 2 号(1990 年)、129 巻 2 号(1991 年)、ジェイムズ・ジョル『ヨーロッパ 100 年史 1』(みすず書房、1975 年)、モードリス・エクスタインズ『春の祭典』(みすず書房、新版、2009 年)、シュテファン・ツヴァイク『昨日の世界(1)(2)』(みすず書房、1999 年)。

² 国際連盟成立過程(日本の対応も含む)の外交史的な分析として、牧野雅彦『ヴェルサイユ条約』(中公新書、2009 年)、篠原初枝『国際連盟』(中公新書、2010 年)、船尾章子「大正期日本の国際連盟観」(中部大学)国際関係学部紀要 14 号(1995 年) 21 頁。その過程で示された様々な機構案につき、船尾章子「国際連盟構想の起源とその展開」桐山孝信ほか(編)『転換期国際法の構造と機能』(国際書院、2000 年) 87 頁。

³ 連盟規約の条文をじっくり読んで理解して頂きたいが、手引きが必要であれば、まず参照すべきは藤田久一『国連法』(東京大学出版会、1998 年)第 1 章第 2 節～第 4 節である。

⁴ 「国家連合」など専門用語の意味が理解できなければ、国際法の教科書や辞書などで調べておくこと。「講義計画」に示してある。

⁵ Lassa Oppenheim, “Le caractère essentiel de la Société des Nations”, *Revue générale de droit international public*, t. 26, 1919, p. 234, pp. 237-239.

⁶ 「連盟規約が創出したのは、国際社会そのもの(*la Société des Nations*)ではなく、ある一つの諸国の集合体(*une Société des Nations*)である。」Georges Scelle, « L'admission des nouveaux membres de la Société des Nations », *Revue générale de droit international public*, t. 28, 1921, p. 122, p. 135.

⁷ P.E. Corbett, “What Is the League of Nations?”, *British Year Book of International Law*, vol. 5, 1924, p. 199, p. 147.

その中で、「法人たる国家から構成される法人」⁸であるというように、国際連盟を独自の国際法上の法人とみる立場が示されているのが注目される。しかも、これは学説の見解にとどまるものではない。たとえば、国際機構の国際法上の法人格が実践的に問題となる場面の一つは機構の特権免除であるところ、国際連盟の本部が置かれたスイスと国際連盟との間に 1926 年に以下の合意⁹がなされている。

I. Le Gouvernement fédéral suisse reconnaît que la Société des Nations, possédant la personnalité internationale et la capacité juridique, ne peut être, en principe, selon les règles du droit des gens, actionnée devant les tribunaux suisses sans son consentement exprès.

【仮訳】I. スイス連邦政府は、国際連盟は、国際法人格を有し、国際法上の規則に基づきその明示的同意なしにはスイス裁判所において被告となり得ないことを認める。

国際連盟の目的と法的性質とを理解するため、連盟規約を参照しながら（講義には必ず連盟規約を持参すること）、次の問について考えてきて頂きたい。

- 理事会(the Council)の構成国は？
- 理事会の任務は？
- 総会(the Assembly)の任務は？
- 総会とは別に理事会が設置された目的は？
- 総会とは別に理事会が設置されことは、国際連盟が「会議体制」と乖離していることを示すか？ その関連で、4 条 5 項（非理事国の投票権を伴う参加）はどのような意義を有するか？
- 5 条の全会一致規則を考慮すると、国際連盟と「会議体制」とは実質的に同じものだ、と言ってよいか？
- 全会一致の例外にはどのようなものがあるか？
- 6 条は事務局について定める。前回学んだ国際行政連合の事務局とどこが似ていてどこが異なるだろうか？

2. 連盟の安全保障体制

連盟の安全保障体制は、連盟規約 10 条～17 条に規定されている。講義までに熟読してこよう。連盟規約は、戦争に訴えることについて様々な制約を課したが、戦争の

⁸ John Fischer Williams, “The Status of the League of Nations in International Law”, International Law Association, *Report, 34th Conference* [1926], p. 675, p. 679.

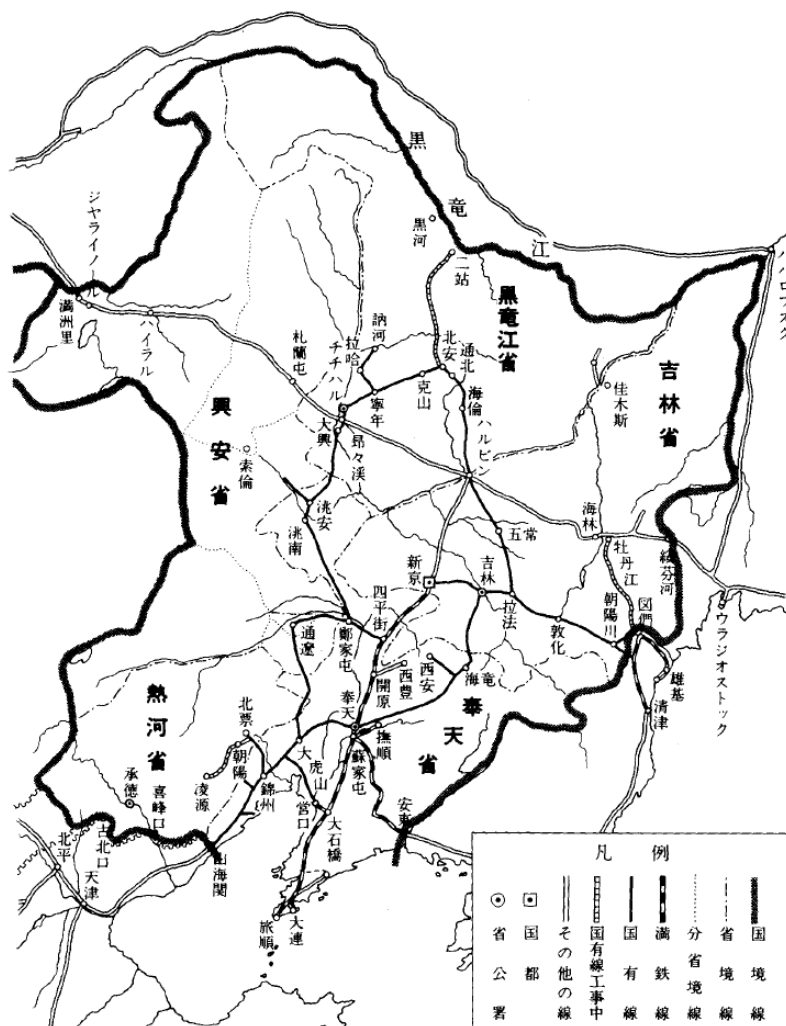
⁹ *Modus vivendi* relatif aux immunités diplomatiques du personnel des organismes de la Société à Genève, dans Communications du Conseil fédéral suisse concernant le régime des immunités diplomatiques du personnel de la Société des Nations et du Bureau international du travail, Genève, le 18 septembre 1926, [Journal officiel de la Société des Nations](#), Octobre 1926, p. 1422. これは国際連盟の官報であり、[英語版](#)は学内ネットワークから利用できる。この合意については、仏文が原文である。

可能性自体は否定していなかった。それは連盟規約のどこを見ればわかるか。

その後、1928 年に不戦条約 (採択地にちなんでパリ条約、主唱者にちなんで Briand-Kellog 条約とも呼ばれる) が採択され (1929 年発効)、戦争の放棄が一般的な形で定められ (1 条) と共に、紛争の平和的処理義務も定められた (2 条)。もっとも、紛争の平和的処理の具体的な手続は定められていない。

そのような中、満州事変により、連盟の安全保障体制の機能不全が露呈した。その経緯と問題点とについて、以下の年表と資料とを読み、考えてくること。

3. 満州事変



「満州国」地図 (南満洲鉄道株式会社『満洲概観』1934年3月発行より)

略年表 (リンク先に資料あり)

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 1931 年 9 月 18 日 | 柳条湖事件 |
| 19 日 | 中国、日本に対し不戦条約違反と抗議・撤退要求 |
| 21 日 | 中国、国際連盟緊急理事会招集を要請 規約 11 条 |

| | |
|----------------|--|
| 22 日 | 緊急理事会開催 中国は非常任理事国 (9 月 14 日選任) |
| 30 日 | 理事会決議 撤兵する旨の日本声明・日本人安全保護に関する中国声明に留意 |
| 10 月 8 日 | 日本、錦州爆撃。撤兵せず。 |
| 10 月 13 日 | 理事会再招集。Briand 議長。 |
| 10 月 16 日 | 理事会、米をオブザーバーとして参加させる決議採択 (日本反対)。 |
| 10 月 17 日 | 不戦条約当事国、日中に 2 条の義務を想起 |
| 10 月 19 日 | 関東軍、チチハル占領。 |
| 10 月 22 日 | 日本回答。「防衛」を主張。 |
| 10 月 24 日 | 理事会、日本撤兵決議案表決。日本反対で採択されず。(11 条) |
| 11 月 16 日 | 中国、理事会に連盟規約 15 条・16 条の適用を要請 |
| 11 月 21 日 | 日本、理事会に現地調査団派遣を提案 |
| 12 月 10 日 | 理事会、日本提案を採択 報告書提出まで半年必要との見込み |
| 1932 年 1 月 3 日 | 関東軍、錦州占領 |
| 1 月 7 日 | スティムソン声明 武力による事態変更の合法性不承認 |
| 1 月 16 日 | 日本、満州の事態は現地住民の意思によるものと回答 |
| 1 月 28 日 | 上海事変。3 月まで日中激戦。 |
| 2 月 12 日 | 中国、規約 15 条 9 項に基づき総会への移送を要求し、認められる。 【問】中国が総会への移送を要求したのはなぜか？ |
| 2 月 19 日 | リットン調査団、日本で調査 (3 月 11 日まで) |
| 3 月 1 日 | 「満州国政府」、満州国建国宣言。 アジア歴史資料センター の検索窓に B02030709100 を入力して検索。 |
| 3 月 9 日 | 溥儀、執政就任式 |
| 3 月 11 日 | 連盟臨時総会、不承認決議採択。(日中棄権) |
| 3 月 12 日 | 満州国創設各国に通告 |
| 3 月 14 日 | リットン調査団、中国・満州で調査 (6 月 4 日まで) |
| 5 月 15 日 | 5.15 事件。犬養首相暗殺。 |
| 8 月 25 日 | 内田外相国会演説。自衛権の主張。 |
| 9 月 15 日 | 日満議定書 |
| 10 月 2 日 | リットン調査団報告書 公表 |
| 10 月 11 日 | 各国代表、リットン報告書は日本に有利との見解。 |
| 11 月 21 日 | 理事会、報告書審理開始。 |

| | |
|----------------|--|
| 11 月 28 日 | 総会移送を決定。 |
| 1933 年 2 月 1 日 | 内閣、連盟規約 15 条 4 項の適用に移る場合は連盟脱退あり得ることを明言。 【問】 15 条 4 項が適用される場合は脱退という結論になるのはなぜか？ |
| 2 月 15 日 | (総会) 19 人委員会、報告書案提示。満州の主権は中国に。 (PDF の 20 頁目 [原本 75 頁] 参照) |
| 2 月 20 日 | 内閣、連盟脱退を決定。 |
| 2 月 24 日 | 報告書採択。松岡代表、脱退声明。 |
| 3 月 27 日 | 脱退正式通告 (連盟規約 1 条 3 項)。 アジア歴史資料センター の検索窓に A03021877900 を入力して検索。 |
| 3 月 28 日 | 「連盟脱退後における連盟との関係に関する処理方針」 |

参考文献

- 臼井勝美『満洲国と国際連盟』(吉川弘文館、1995 年)
- クリストファー・ソーン (市川洋一訳)『満州事変とは何だったのか 上・下』(草思社、1994 年) [原著 1972 年]
- 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制』(吉川弘文館、2002 年)
- 小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』(吉川弘文館、2002 年)
- 井上寿一『戦前日本の「グローバリズム」』(新潮社、2011 年)
- 茶谷誠一「国際連盟脱退の政治過程」日本史研究 457 号 (2000 年)
- 庄子陽子「『満洲国』不承認の法的根拠に関する一考察」(東北学院大学) 法学研究年誌 10 号 (2001 年)
- F.P. Walters, *A History of the League of Nations*, Oxford, Oxford Univ.Pr., 1952. (Chapter 40)

以上